

茨城県央環境衛生組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則

令和6年4月1日

規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県央環境衛生組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（令和6年茨城県央環境衛生組合条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 条例の施行については、茨城町長期継続契約に関する条例施行規則（平成29年茨城町規則第9号）の例による。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。